

『東三河後見センター』会報 第44号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 30 年 6 月 29 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

平成 30 年は成年後見制度の利用が急増の気配…

全国でも、東三河でも

直近の成年後見制度利用の全国統計である「平成 29 年成年後見関係事件の概要」（最高裁判所家庭局）では、平成 29 年 1 年間の全国の成年後見等の申立件数が初めて 3 万 5 千件を上回りました。これは、平成 23 年から 6 年間、3 万 4 千件台で一進一退を繰り返した後の“飛躍”でした。平成 30 年はさらに増加することが予想されます。

東三河ではどうか。当法人の過去の成年後見等の新規受任者数の推移で東三河全体を想像することには無理がありますが、名古屋家庭裁判所豊橋支部のデータは公表されていないので、あえて当法人のデータを軸に考えてみます。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
新規受任者数	7	15	18	5	4	10	10	16	10	10	17

当初、東三河で法人後見を受任する法人は、平成 19 年設立の当法人だけでした。行政が関与する成年後見センターは、平成 20 年 2 月に田原市、平成 23 年 10 月に豊川市、平成 25 年 5 月に豊橋市、平成 25 年 10 月に新城市と蒲郡市と次々誕生し、平成 25 年 10 月までに東三河全市に成年後見（支援）センターが設立されました。

当法人の過去の単年度新規受任者数の記録で最も多いのは、平成 21 年度の 18 人でした。その後は当法人の受任能力の限界、各市の成年後見（支援）センターの法人後見の受任開始、全国的な申立件数の低迷などが絡み合っ、平成 28 年度までは新規受任者数はあまり増えていません。

ようやく昨年度、新規受任者数が 17 人まで戻り、昨年度からの成年後見制度の利用相談の増加に伴い、今年度（平成 30 年 4 月から）はすでに 6 人受任し、その他 11 人の申立て準備中です。上半期で合計 17 人を新規受任、今年度中に 20 人を超すのは間違いないでしょう。

各市の成年後見（支援）センターの新規受任も軒並み、例年を超す勢いようです。

いよいよ市民後見人の育成・活用が課題に

当法人では今年度 20 人を新規受任すると、来年度は受任の限界が近づきます。東三河の法人後見の受け皿を確保するためには来年度、どうしても市民後見人養成講座の開催が必要です。

現在、東三河で市民後見人を本格的に活用しているのは、当法人のみです。東三河 5 市にはまだ市民後見人の活用政策がありません。5 市がそれを作らなければ、市民後見人養成講座を開催しても、修了者の活用は当法人に限定されてしまいます。それでは、税金を使って市民後見人養成講座を開催することには抵抗があるでしょう。（当法人が市民後見人養成講座を企画・運営するにしても、その費用は行政からの助成金などに頼らざるを得ません。）

当法人が活用できる市民後見人を東三河で養成するには、東三河の 5 市が市民後見人の育成と活用について政策をまとめ、実際に活用する態勢を整える必要があります。NPO としてできることは何か。難しい課題ですが、答えを出していくことが、当法人だけでなく東三河地域の成年後見の展望に関わります。

（代表理事 長谷川卓也）

第 12 回通常総会の開催

5 月 20 日（日）午後 1 時より、豊川商工会議所 2 階 A・B ホールにおいて、第 12 回通常総会を開催しました。上程した 5 議案すべてが、佐藤美子議長の進行のもと、原案通り承認・可決されました（総会員数 59 名、出席者数 45 名（実出席 30 名、表決委任者 15 名））。開会に際して、豊川市福祉部部長兼豊川市社会福祉事務所所長の鈴木一寛氏、豊川社会福祉協議会常務理事兼事務局長の竹下一正氏より、来賓を代表してのご挨拶をいただきました。また、



東三河 5 市（田原・豊川・豊橋・新城・蒲郡）の成年後見（支援）センターから、おひとりずつ来賓として臨席いただきました。第 1 号議案は、平成 29 年度事業報告案を審議し、平成 29 年度の取組について全体と個別に分けて報告され、第 2 号議案は、平成 29 年度決算報告として、当法人の事業運営の様子を報告し、合わせて審議しました。第 3 号議案は、平成 30 年度事業計画として、今年度に取り組む内容、重点的に実施していきたい事柄を提示しました。第 4 号議案は、平成 30 年度活動予算の提案をし、第 5 号議案は定款の変更として、特定非営利活動促進法の平成 28 年改正に伴う、貸借対照表の公示に関する公告の変更について審議し、承認されました。全ての議案が承認・可決された後、昨年に引き続き役員を務めていただく理事の池田進さん・神谷典江さん・齋藤尚さん・長坂宏さん・長谷川卓也さん・舟越正行さん（当日欠席）・村川賢一さん・工藤明人さんの 8 名と監事の豊田和浩さん・田中幸一さん（当日欠席）の 2 名及び顧問の中村成人弁護士（当日欠席）の紹介をして閉会となりました。

当法人の通常総会に毎回来賓として、東三河 5 市（田原・豊川・豊橋・新城・蒲郡）の成年後見（支援）センターから担当者に出席をいただいています。いつもありがとうございます。会報の 5～7 ページにも報告していますが、総会後に実施した、池田恵利子氏による講演会の感想と合わせて、それぞれのセンターの状況や当法人に期待することなどを会報の原稿として依頼しました。全てのセンターの担当者が快諾くださりました。以下にその内容についてご報告します。

豊川市成年後見支援センター

1) 総会あるいは講演会の感想

“市民後見人”には 2 つの形があって、1 つは、法人が後見人で市民が後見の実務を担う形、もう 1 つは、法人の支援を受けながら個人が後見の実務を担う形です。いずれにしても、市民後見人が活躍することは、認知症の方や障害者への理解が進み、地域の権利擁護の仕組みづくりにつながっていくと思います。

2) センターの状況

- ①法人後見等の受任件数（平成 30 年 5 月末現在）：11 件（準備中 3 件）
- ②担当職員：＊センター長 1 名 ＊職員 2 名（全員が日常生活自立支援業務を兼務）
- ③センターの取り組み状況や傾向

セーフティネットとしての法人後見も行っていますが、相談件数は増加傾向にあり、相談内容も、家計管理、債務、家族関係など様々です。成年後見制度は地域で生活し続けるための支援の一つで、個別の相談を受けて必要性を検討し、結果を導く過程を重視しています。多様な主体が関与する仕組

みづくりが課題です。

3) 東三河後見センターへ期待すること

地域福祉の権利擁護の担い手の育成など、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」につながるよう、今後も、貴センター、行政及び社会福祉協議会が、“成年後見”をキーワードにして、役割分担をしながら連携・協働していけるとよいと思います。
(文責 柘植 仁美氏)

田原市成年後見センター

1) 総会あるいは講演会の感想

地域支援連携ネットワークの構築を進めていくなかで、関係機関の連携の機会が増すことと思います。成年後見制度を担い手同士の顔の見える関係がある東三河の地域はネットワークの強みになると思います。関係機関等がつながることによって、より多く制度の利用を必要としている方が申立につながり、各々のニーズに合った後見人等が支援をさせていただけることにも繋がっていくと思います。平成30年度事業計画にもありました東三河地域の特性を生かした地域連携ネットワークの構築には大変関心を抱きました。

2) センターの状況

①法人後見等の受任件数（平成30年5月末現在）：16件

②担当職員：5名（日常生活自立支援事業やその他法人内の業務を兼務）

③取組状況や傾向

相談内容では、親族による成年後見人等申立や親族後見人に関する相談、知的障害者・精神障害者の方の金銭管理や身上保護に関する相談が年々増えている傾向にあります。当センターでの法人後見受任件数はここ数年大きな増減がない状況ですが、日常生活自立支援事業利用者数は増加傾向にあります。

3) 東三河後見センターへ期待するところ

市民後見人の養成・活用等に積極的に取り組まれている貴センターの活動は大変参考になります。今後とも貴法人の益々のご発展とご活躍をお祈りいたします。
(文責 伊藤 麻美氏)

新城市成年後見支援センター

1) 総会あるいは講演会の感想

第12回通常総会にお招きいただきありがとうございました。平成29年度事業報告のご説明の中で、増加を続ける受任件数の内、市民後見人の皆様が活躍されている件数が50%余を占めていることが分かり感心をいたしました。市民後見人の醍醐味は、ご本人と地域住民の視点で寄り添っていくことができる後見人だと認識しております。今後とも、益々、市民後見人がご活躍され、東三河地域の後見支援が充実することを願っています。

2) センターの状況

①法人後見受任件数（平成30年5月末現在）：16件

②担当職員：*所長 1名（兼務）*相談員2名（内日事1名）*非常勤職員 2名
*よりそいサポーター 3名

③取組状況と傾向

センター開設後、相談件数は増加し続けています。その中でも、当センターが受任候補者となり得

る案件も多いのが実際です。難しい事案も多いため法律職の先生方に助けていただきながら日々相談業務や支援に取り組んでいます。最近の傾向としては、経済的虐待や親亡き後の制度利用の相談が目立ってきていますが、センターだけでの対応では困難な場面が多く、行政、法律職、関係機関と一体となって取り組む必要性を感じています。

3) 東三河後見センターへ期待すること

市民後見人の養成スキルを確立しておられますので、今後とも東三河地域での養成研修を継続していただきリーダーシップを執っていただけることを期待しております。また、引き続き、制度利用が必要な方々のために連携していただき、新城市の後見業務の一翼を担っていただけるようお願いをいたします。
(文責 秋野 美紀子氏)

豊橋市成年後見支援センター

1) 総会あるいは講演会の感想

総会の開催、心よりお祝い申し上げます。

池田先生のご講演では、市民が権利擁護支援の担い手として活動することの意義について勉強させていただきました。「迷うことができる」のが市民としての強みであり、同時に後見人の重要な資質でもあるというお話を拝聴し、画一的な支援になってしまいそうな今の我々の業務を省みることができました。貴重なお話をたいへんありがとうございました。

2) センターの状況

①法人後見等受任件数（平成30年5月末現在）： 20件

②担当職員数：*センター係長 1名 *相談員 1名 *日常生活自立支援事業専門員 1名
*アルバイト 1名

③取組状況と傾向

平成25年のセンター設置以降、相談件数や受任件数も年々増加しています。最近では同居家族が他の問題を抱えるために対象者への支援のみでは対応に限界があるなどの理由で、多機関による連携で関わる案件も増加しています。今後は関係機関とのネットワークをもつ社協の機能を活かし、業務に取り組んでまいりたいと考えています。

3) 東三河後見センターへ期待すること

先駆的に成年後見制度の利用促進や支援に取り組まれ、これまで東三河全域で数々の実績を重ねてこられた貴センターには、我々も日頃よりご指導をいただいているところです。これからもNPO法人として持ってみえる迅速性や柔軟性をもって益々ご活躍されることを強く期待しています。今後ともよろしくお願いいたします。
(文責 古地 英明氏)

蒲郡市成年後見センター

1) 総会あるいは講演会の感想

本年度も貴センターの総会にお招きいただき、ありがとうございました。東三河地域で法人として先駆的に後見活動をされ、多くの市民後見人の養成と活動支援をされてきた貴センターの事業報告をお聞きすることは大変勉強になります。

講演会では、あい権利擁護ネット代表理事であられる池田氏の



海外の視察や自らの経験を踏まえた講話から、制度の意義、後見人として大切なこと、制度普及に必要なことを再確認させていただきました。

2) センターの状況

①法人後見等受任状況（平成30年5月末現在）： 6件

②担当職員数：*センター長 1名、*担当職員2名 *後見支援員1名

*日常生活自立支援事業専門員 1名

③取組状況や傾向

蒲郡市が設置した公的センターであり、相談は、本人や親族、福祉関係者、法律専門職等の様々な方からあります。対象者には、キーパーソン不在の身寄りのない方、重複障がいの方等がみえます。また、同一世帯内に支援を必要とする方が複数見え複合的な問題を抱えられている場合もあり、後見制度の利用だけで問題を解決することは難しく、本人や親族、支援者等と連携しながら、問題を整理し解決していく支援を行っています。

3) 東三河後見センターへ期待すること

東三河地域で最大の受任件数を誇り、多くの市民後見人が活躍されている貴センターは、市民後見人を必要とされている方と後見活動をされたい方の重要な機関となっています。当センターの相談者のなかでも、定期的な訪問や福祉的な配慮が期待できる福祉の専門職や市民後見人を望まれる方が多くみえます。

貴センターへ依頼するケースも多くなるかと思われますが、今後ともご協力のほどお願いいたします。末筆ながら貴センターの益々のご活躍とご発展を祈念いたします。

（文責 多々内 崇文氏）

池田恵利子氏講演会

総会終了後、公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事・池田恵利子氏をお招きし、「誰もがメリットを感じられる成年後見制度の利用を目指して～成年後見制度利用促進計画から市民後見活動を考えてみよう～」と題する講演会を開催しました。総会出席者に加えて、行政機関、医療福祉関係者など、後見制度に関心を持つ方々およそ70名が出席をされ、Aホールが一杯の盛況となりました。



講演は、「Ⅰ 超高齢社会の現実の中で求められる後見人の役割」、「Ⅱ 本人にとって、何が幸せ？ 何が安心？ 身上監護とは？」、「Ⅲ 同じ地域で、同じ住民として支えていける社会に！」の、三つの大きなテーマで構成されていました。

「Ⅰ 超高齢社会の現実の中で求められる後見人の役割」では、後見制度とは、本人のための権利擁護の制度であり、本人の福祉（幸せ）を形にするための申請や手続き、お金や権利を法的に正しく本人のために使うための制度である、と本来の後見制度の趣旨を再確認されました。そして、後見人は、本人のお金を本人の利益が最大化されるよう使い、本人にとって最適な介護サービスを利用できるよう配慮する必要があるとされ、後見制度が資産家のための単なる財産管理制度では決まないと述べられました。

超高齢化社会の現在、社会全体で認知症の人々を支える必要があるにもかかわらず、高齢者の三人に一人は独居であり、金銭管理、適切な介護サービスの選定から契約、家族や第三者からの虐待・権利侵害等の防止に、適切にかかわってくれるキーパーソンが不在という問題が起こっています。



現在、成年後見制度利用促進委員会において、地域資源を活かすネットワークとその中核となる機関の必要性が議論されていますが、キーパーソン不在の中で、成年後見人等の安心できる助っ人が地域の中で活躍できるような制度が今ここで求められていると、強調されました。

次に、「Ⅱ 本人にとって、何が幸せ？ 何が安心？ 身上監護とは？」と題し、本人の意思尊重と権利擁護のために、身上保護を重視していく必要があると説明されました。認知症等の方々は、意思形成や表出が困難であるため、た

とえ本人に意思があったとしても無視されがちであり、権利侵害があっても SOS を出し訴えることができない状況に陥りがちです。よって、後見人は本人の意思を尊重し、後見活動にそれを反映しているかどうか、改めて確認する必要がある、と述べられました。具体的には、本人の「ずっと自分の家で暮らしたい！」という思いが強ければ、安易に施設等に転居させず、限られた予算の中で、住宅サービスや見守りサービス等をできる限り導入する、という本人の意思を尊重した支援があげられます。

こうした本人の意思を尊重した活動を行うためには、まずは、「意思決定支援」が重要となります。意思決定支援には、「英国の意思決定能力法第一条の基本五原則」という以下の 5 つの原則があります。第一に、意思決定の場において、意思能力を失っているという確たる証拠がなければ意思決定能力はあるとするのが、「意思決定能力存在の原則」です。次に、まずは本人が自己決定ができるための支援が重要であり、それが功を奏さなかった場合のみ意思決定ができないとされるのが「エンパワメントの原則」です。さらに、たとえ不合理な判断であっても、本人に能力はないと決めつけない、自己決定は一方的な判断では取り消せないという原則、本人の最善の利益を考えるという「ベストインタレストの原則」、介入は最小限にとどめるという「必要最小限の介入原則」という原則が加わります。

以上の 5 つの原則を守りながら、成年後見人等は意思決定支援を行う必要がありますが、この際には、本人の判断能力がたとえ低下していたとしても、その人の人生はその人自身のものであり、「人生の主演は本人！！」ということを常に念頭におくべきであると強調されました。そして、本人の意思を尊重しながら、成年後見人等は、人それぞれの価値観や幸福感、その人なりの人生（意思・健康・財政）に生涯寄り添って、権利の行使と実現を支援しなければならないと述べられました。

最後に、「Ⅲ 同じ地域で、同じ住民として支えていける社会に！」と題し、市民後見人について論じられました。まず、家庭裁判所による市民後見人の定義を述べられ、①細やかな身上監護、②本人への意思決定支援、③同じ市民として本人と向き合い寄り添う姿勢、という市民後見人に対し特に強く求められる使命を述べられました。

そして、市民後見人として実際に活動された方が、「専門職後見人より市民後見人の方が、本人にとって良き支援者となる」と支援グループから評価された、という事例を取りあげられ、その理由を考察されました。それは、「専門職後見人は、専門職としての経験等にしばられ独断的になり

やすい。一方、市民後見人は、同じ市民として一人の人ととことん向き合い、『本当にこの人にとって大事なものは…、このサービスで良いのか…、本人はどう感じているのか…』を考えつつ、疑問や不安があれば周囲の知恵を借りながら、常に本人の立場で考え続けるからである」とのことでした。

以上のように、市民後見人の強みを強調されつつ、世田谷区や外国の市民後見人について報告をされました。そして、「市民後見人は身上監護を重視し、一人の人として本人と向き合い、その人に会いに行き続ける関わりを持ちますが、それが如何に人の一生にとって大切なものかを考えてみてください」と、問いかけられました。そして最後に、「私達は一人ぼっちではありません。地域の問題は『明日は我が身』として考え、地域のことは地域の住民自身で支えましょう!!!」と、地域に根差した活動の重要性を述べられ、講演を終えられました。

以上が池田恵利子氏の講演会の概要です。



終了後に参加者からアンケート（「講演会のご感想、ご意見をお聞かせください」）を回収しましたが、身上監護の重要性、本人の意思の尊重、市民後見人のあり方、など、池田氏が強調された部分についての回答が多く見られました。以下、一部抜粋して掲載いたします。「本人を支え、契約等を適切に行って頂くことで、本人の尊厳がより守られながら生活できる、本当に大切な制度だと思います。本人としっかり向き合う、寄り添う後見人のあり方を話され、現場では判断を悩まれることも多い

のではと思うが、そのような後見人制度が充実していくと、利用者もメリットが感じられると思うし、素敵なことだと思いました。」「制度の内容・動向を分かりやすく説明して下さったと思います。印象に残るキーワードが色々あり、今後の活動に大変参考になりました。後見人（市民後見人）は一人で本人を支えるのではなく、周りの関わってくれる人や関係機関と一緒にネットワークの中で支えるしくみを地域に知ってもらいたいと思いました。」「制度の内容・動向を分かりやすく説明して下さったと思います。印象に残るキーワードが色々あり、今後の活動に大変参考になりました。後見人（市民後見人）は一人で本人を支えるのではなく、周りの関わってくれる人や関係機関と一緒にネットワークの中で支えるしくみを地域に知ってもらいたいと思いました。」「常に被後見人の意思を尊重する気持ちを持って対応していく必要がある、被後見人の気持ちを出しやすい関係に築いていかなければならないと思った。後見人はこれからもっと必要になるが、後見人の資質と責任の重さを感じる。」「福祉業界では、本人の意思一番にと言われてはいますが、実際には、その子供や本人以外が決定している場面をよく見ます。毎日考えてどうすればと思っておりました。池田さんの講演で、一つのサービスだけではなく、利用者の生活全体を見て、本人のためになる人生の選択をすることをお手伝いすることがとても大切であると思いました。これは、サービス事業者やケアマネではやりにくい場面であると思います。後見制度は今後の人生を決めていく入口として大きな意味あるものだと思います。」「なかなか理解しにくい『身上監護』について分かりやすい話をお聞きすることができ、大変為になりました。“迷う事の大切さ”が大事なのだなと思いました。地域福祉を考える中で、市民後見人の存在意義を感じる事が出来ました。」

（文責：井上祐一）

会員紹介

足立和男

私は以前から仕事をリタイヤしたら地域のため何か役に立てることがあれば貢献しようと思っていました。そんなある日、町内会長が突然私の所に訪ねてきました。話を聞くと「今度、町内に福祉委員会が立ち上がったが福祉委員がいないので役員になって欲しい」との事でした。私は何の躊躇もなく即引き受けることにしました。

しかしいざ引き受けてみると戸惑う事の連続で何をどう運営したらよいか解らず、地域全体福祉会の理事会では他の理事から「何も活動していないではないか」と批判されることも多くありました。しかし他の町内に負けない組織を作ろうと腹を決め、福祉に関するあらゆるセミナーや講座を受講し知識を広めてきました。

特に、その中で今後の自分の進む方向性を示してくれたのが「傾聴ボランティア活動」でした。傾聴は人の話を「聴く」ボランティアで豊川市にある特別養護老人ホーム、グループホームを毎月数か所を廻り約 1 時間活動をしています。人の話を聴く難しさを痛感する事もあります。反面嬉しいことも沢山あります。「こんな詰まらない話を聴いてくれてありがとう」と笑顔で握手された時は感動で一杯です。相手の心に寄り添い、相手が心を開いて元気に話をしてくれると自分も元気になりやりがいを実感しました。

そんな時、地域活動を終え帰宅すると妻が「母がおかしい、何か変な事を言っている?」と告げられました。私は今までの経験から母が認知症だとすぐ分かりました。母は要介護3と認定され5年間96歳で亡くなるまで妻と介護をしてきました。傾聴ボランティアや母の介護を通し困っている人たちにどう寄り添ってあげられるか?どう支えてあげられるか?真剣に考えるようになりました。平成 28 年度市民成年後見人養成講座があり、これだと思い受講しました。もっと自分の巾を広げ、人の役に立つこと、困った人の手助けがしたい。幸せになってほしいとの思いで成年後見人になることを決意しました。

平成 30 年 3 月から東三河後見センターの一員となりましたのでこれからも人のため、地域のために精力的にがんばって参りますのでご指導のほど宜しくお願い致します。

東三河後見センターの今後の予定(7月~9月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 より2時間弱
場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室

7月10日 事務局会議 13:30~ 事務所内

7月13日 理事会 19:00~ 豊川商工会議所3階

8月 7日 事務局会議 13:30~ 事務所内

9月11日 事務局会議 13:30~ 事務所内

9月14日 理事会 19:00~ 豊川商工会議所3階



※8月13日~15日は夏期休暇となります。ただし電話対応はいたします。

平成30年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成30年6月27日現在)

正会員費納入者（敬称略）49名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・坂柳ゆかり
- ・杉山智子・西川邦輔・田中義人・藤堂三男・藤田慎・中島由恵・山本達也・田中幸一
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・今泉博充・佐藤美子・倉本秀子
- ・石原香・加藤啓子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・池田進・足立和男・工藤明人

賛助会員費納入者（敬称略）55名

- ・北村隆信・金澤富雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・寺田順子・磯村隆樹・室井啓恵
- ・小川祐子・山本幸恵・夏目みゆき・山田奈穂・伊藤文則・加藤明代・津田句子・伊与田千鶴子
- ・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子・吉本京子・藤倉陽子・樋口茅子・足木充邦
- ・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・白井誠子・清水恵子・岡本由紀子・中村八重子
- ・河合康隆・大林充始・藤田裕子・藤田恭子・水野登代子・長谷川哲也・長谷川泰子・豊田弘子
- ・寺部敦子・多々内崇文・北沢悦子・古川伸・西田初美・彦坂ケサエ・彦坂敏
- ・佐宗健二・勝見康夫・横山政子・加藤正則・中野正二・渡邊勝弘・工藤栄・新村知宏

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4法人

- ・フレンドリーハート・豊川市知的障害者育成会・蒲郡市社会福祉協議会・（有）マンボウ

寄付者（敬称略）30名

- ・峯田貞三・福住幸子・荻邦子・小川祐子・北村隆信・中村成人・田中義人・山本範正
- ・中島由恵・岡本守・村川賢一・山本達也・足立和男・石原香・石原紀久代・丸山智子・杉山智子
- ・岡本由紀子・秋田誠二・二村良子・小林由夏・佐藤美子・鈴木光子・佐藤てつ子・近藤芳江
- ・北沢伊・斎藤歯科医院・小林修・鈴木美穂・定保泰子

豊川市市民協働推進事業補助事業について

当法人は、平成30年度豊川市市民協働推進事業補助事業に提案した「権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト」が採択されています。このプロジェクトにより、市民後見人フォローアップ講座と成年後見フォーラムの実施の検討を進めている段階です。具体的な内容が決まりましたら、ご連絡・ご報告したいと思います。乞うご期待！！

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 30 年 6 月 25 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 30 年 3 月 31 日現在	51	17	13	1 (保佐)	82
受任者数 (平成 30 年 4 月～)	3	2	1	0	6
終了 (平成 30 年 4 月～)	1	1	0	0	2
平成 30 年 6 月 25 日現在受任	53	18	13	1	85

※補助類型から後見類型への類型変更が 1 名。

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	21 名	5 名	2 名	6 名	0 名	0 名	0 名	36 名
知的障がい者	17 名	4 名	3 名	2 名	1 名	14 名	2 (岡崎市)	41 名
精神障がい者	4 名	0 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	8 名
合計	42 名	9 名	7 名	8 名	1 名	15 名	3 名	85 名

☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	14 名	2 名	1 名	17 名
知的障がい者	16 名	4 名	4 名	24 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	30 名	7 名	5 名	42 名

市民後見人 23 名の方が上記表の 42 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の取得をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 25 日現在)

正会員費納入者： 49 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 55 人

(法人賛助会員 6 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 30 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



☎ 会員入会・寄付のご案内 ☎

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

第 12 回通常総会及び池田恵利子氏による講演会も滞りなく開催することができました。当法人に関わっている方すべてのお力添えがあってこそその NPO 法人運営だなと感じております。

新年度が始まり、また、この総会によって議案が承認されたことにより、具体的に法人の活動がスタートします。権利擁護支援を責任をもって担えるよう、益々地域の関係機等と意識的に連携し、継続的な取り組みができるよう努めたいと思います。

(編集:工藤明人)